

答 申 個 第 5 2 号

平成28年6月22日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年4月10日付け西地第3号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

市長への手紙の回答の不存在による非開示決定処分についての異議申立てに対する決定（諮問個第72号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年1月28日に、実施機関の西京区役所地域力推進室（以下「地域力推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「つきましては京都市長名の回答（H25/2/18）に「条件のんだ受付ミスを謝罪した」と明記してあるので欲しい。」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書を作成又は取得していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成27年2月10日付けでその旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年3月10日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 異議申立てに係る文書について

ア 本件文書の概要

異議申立人が求めている文書は、異議申立人への市長への手紙の回答（H25/2/18付け）で、「条件のんだ受付ミスを謝罪した」と明記してある文書（以下「本件文書」という。）である。

イ 本件異議申立てについて

上記アの市長への手紙の回答（H25/2/18付け）（以下「本件公文書」という。）については、地域力推進室において、本件請求に先立つ平成26年12月8日の異

議申立人による別の開示請求に対して、平成26年12月22日付けで既に開示決定している。しかし、当該決定についても、異議申立人から開示決定の取消しを求める異議申立て（平成27年3月10日付け）を受けている。その中で異議申立人は「不必要なゴマかし文章は削除してください。」等の主張を行っている。

また、本件公文書については、西京区役所市民窓口課においても、平成26年9月22日の開示請求に対して、平成26年10月9日に異議申立人に開示している。

本件請求は、本件公文書が異議申立人の主観的評価である「条件のんだ受付ミスを謝罪した」文書であるとの主張を実施機関に認めさせるものであると言わざるを得ず、権利の濫用に当たるものであるため、実施機関は本件公文書を開示する義務はない。

(2) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

H25.2.18市長名の回答はどちらでも読める（分り難く明記してある）謝罪文です。本件は説明不足が虚偽で、条件飲んだのです。（ややこしい説明不足となる文書を削除すること。）

当初の回答は取得していないので不存在となっています。ところが処分の理由が今回は「市民の主張を役所に認めさせようとしている」これがねつ造です。私はそんな気は最近全くありません。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

異議申立人が求めている文書は、平成25年2月18日と日付を指定したうえで、「条件のんだ受付ミスを謝罪した」と明記してある京都市長名の文書である。

実施機関は、請求で指定された日付と一致する本件公文書を保有しているが、「条件のんだ受付ミスを謝罪した」とは明記されていないため、本件処分を行ったものである。

(2) 本件処分について

当審査会が本件公文書を確認したところ、本件公文書には「条件のんだ受付ミスを謝罪し

た」との明確な記述はなく、むしろ異議申立人の「「条件誤飲」を経過文書に追記して欲しい」との要望には応えられない旨の内容が記載されている。また、謝罪については、「条件のんだ受付ミスで謝罪した」ものではなく、受付時の説明不足について謝罪しているものであると認められる。

したがって、実施機関は開示請求の趣旨をできるだけ広く捉えて公文書を探索するべきであるとしても、本件公文書を請求に係る文書として特定しなかったことは、違法又は不当なものであるとは言えない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年4月10日 諮問（諮問個第72号）
5月8日 実施機関からの理由説明書の提出
6月10日 異議申立人からの意見書の提出
平成28年2月26日 審議（平成27年度第11回会議）
3月24日 審議（平成27年度第12回会議）
5月25日 審議（平成28年度第1回会議）
6月22日 審議（平成28年度第2回会議）

- ※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め実施しなかった。
- ※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第2部会（部会長 市川 喜崇）